

## 第2回海のアバターの社会実装を進める会に係る業務委託 公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業目的

現在、日本の主たる海洋産業は海運・造船・漁業のみであり、その事業規模は右肩下がりである。また、それらに用いられている技術は従来のもものがほとんどであり、新たな技術による新たな海洋産業の創出は事業化の一手手前で足踏み状態が続いている。

新たな技術の一つである水中ロボットは、海や水域の環境調査・対策などの新しい海洋産業の創出の大きなポテンシャルを秘めている。しかし、国内需要が低いことから水中ロボットの教育や国民理解が進んでいないのが現状である。

そこで、日本国内に水中ロボットの存在をアピールし、潜在的利用者に対して水中ロボットの有効性を示し、また将来の海洋産業の担い手である学生に水中ロボットへの興味を促すような機会を設けるため、国内の水中ロボット関係者によるセミナー、デモンストレーション、ロボコンなどのイベントを集中的に行うイベントである「海のアバターの社会実装を進める会」を実施する。このようなイベントは、関係者間で情報共有、連携して実施し、かつ標準化していくことが重要である。そのため、本事業は、水中ロボコン2020実行委員会主催の「水中ロボコン」と連携し、相互に中継等を行う。

### 2 事業内容

#### (1) 事業名称

第2回海のアバターの社会実装を進める会

#### (2) 予算上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (3) 業務内容

別紙「第2回海のアバターの社会実装を進める会に係る業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和2年12月23日まで

#### (5) 納品成果物

成果報告書 電子媒体1部（CD-ROM等）

### 3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと
- (3) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること
- (4) その他、公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること

### 4 質問等の受付

#### (1) 質問書の提出

##### ①提出書類

質問書（様式第1号）

## ②提出期限

令和2年9月25日（金）午後5時まで（必着）

## ③提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXで提出の上、電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

## (2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和2年10月1日（木）までに、福島ロボットテストフィールドウェブページ

(<https://www.fipo.or.jp/robot/>) に回答書を掲載する。

## 5 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

### (2) 提出期限

令和2年10月5日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参または郵送（なお、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす）

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を作成し、簡易に製本したものを8部提出してください。

#### ア 企画提案書（任意様式）

- ・企画内容・事業の取組内容を別紙「第2回海のアバターの社会実装を進める会に係る業務委託仕様書」に基づき提案すること
- ・当事業を実施する際の独自提案をすること
- ・期間終了までの事業実施工程について明確にすること
- ・過去に同様事業を受託している場合は、その実績一覧を明記すること

#### イ 法人の決算関係書類（直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書）（様式任意）

#### ウ 見積書（様式任意）

（予定総額に加え、積算の内訳が分かるもの）

#### エ その他会社概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）（様式第3号または任意様式）

#### オ 業務実施体制書（様式第4号）

#### カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第5号）

### (2) 提出期限

令和2年10月8日（木）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送

### (4) その他

- ・提出された提案書等は、返却しない。
- ・プロポーザルに要する経費は、全て提案者の負担とする。

- ・提出された提案書等は情報保護の観点から、原則として非開示とする。
- ・企画提案書等提出後に参加辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 7 業務委託予定者の選定

### (1) 選定方式

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査会でのヒアリングによりこれを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

原則として参加表明した全員にプレゼンテーションを実施してもらう予定であるが、応募者が多数の場合は提出資料をもとに書面審査を行い、審査会の参加者を選定する。

### (2) 審査基準及び配点

評価項目	配点	判断基準
1 水中ロボット産業に関する理解度	30点	水中ロボットに関する理解度、日本の海洋産業に関する理解度
2 水中ロボット事業への取組内容	30点	水中ロボットに関する事業実績、提案する実施方法の妥当性
3 業務の実施体制	20点	実施体制、業務遂行能力、類似業務実績等
4 事業費の妥当性	20点	事業費の妥当性等

## 8 プロポーザル審査会

### (1) 日 時

令和2年10月14日（水）予定

※ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面審査で代替して実施する。

### (2) 場 所

福島ロボットテストフィールド 研究棟本館 会議室

### (3) その他

- ①正式な開催日時は別途通知する。
- ②提出期限以降の資料差し替えは認めない。

## 9 審査結果の発表及び通知

### (1) 通知予定日

令和2年10月20日（火）予定

### (2) 審査方法

審査会で決定する。

### (3) 発表方法

プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する意義申し立て、質問等は一切認めない。

## 10 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、

契約を締結しないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約を締結しない。

## 11 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本公募型プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

## 12 主なスケジュール

令和2年 9月18日 (金)	公募開始
令和2年 9月25日 (金) 午後5時まで	質問書提出期限
令和2年10月 1日 (木)	質問書回答 (予定)
令和2年10月 5日 (月) 午後5時まで	参加表明書提出期限
令和2年10月 8日 (木) 午後5時まで	企画提案書提出期限
令和2年10月14日 (水)	プロポーザル審査会
令和2年10月20日 (火)	審査結果通知 (予定)
令和2年10月26日 (月)	業務委託予定者打合せ (予定)
令和2年10月29日 (木)	契約締結 (予定)

## 13 その他

- (1) 取得した計測データ等の権利は、機構に帰属する。
- (2) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、機構との協議により、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能。なお、実施できなかった場合には、委託料を減額することがある。

## 14 各種書類提出先・問い合わせ先

〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド  
技術部 担当：中村

電話 0244-25-2478 FAX 0244-25-2479 E-mail robot4@fipo.or.jp